ケアハウス　かんな　重要事項説明書

１、事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 一陽会
法人所在地	熊本県天草市五和町御領9093番地
代表者氏名	理事長　新谷 陽一郎
電話番号	0969−52−7111
設立年月日	平成10年1月20日

２、ご利用施設

施設の名称	ケアハウス かんな
施設の所在地	熊本県天草市五和町御領8981番地
施設長名	堀田 俊二
電話番号	0969−32−2114
FAX番号	0969−32−2877
設立年月日	平成10年11月1日
交通の便	病院前バス停より、徒歩5分　バス停からの送迎あり

３、事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営みながら、多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重して総合的に提供できるように創意工夫することを目的として社会福祉事業を行う。
施設運営の方針	1）公共的立場及び施設の役割を自覚し、適正かつ効果的な運営を図り、地域の要望に応え有効な社会資源となることを目指す。 2）利用者のニーズと意思を尊重して、自立支援と生活の質の向上を目指す。 3）利用者に対し常に質の高いサービスが提供できるように、職員の資質の専門性の向上に努め豊かな人間性を築くことを目指す。

4、施設サービスの種類

種　類	内　　　容
食　事	・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します 【食事時間】 朝食　7時30分～ 8時30分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 17時30分～18時30分
入　浴	・年間を通して毎日入浴できます。 【個室浴使用時間】 9時00分～17時00分 ※利用には制限があります 【大浴場利用時間】 15時00分～17時00分
健 康 管 理	【当施設の協力医療機関】 医療機関名：天草セントラル病院 診 療 科 ：内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・放射線科・リハビリテーション科 医療機関名：田崎歯科医院 診 療 科 ：歯科
相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

5、職員の勤務体制

職種	人数	勤務形態
施設長	1	8:30～17:00(日勤)
生活相談員	1	8:30～17:00(日勤)
事務員	1	6:45～15:15(早出) 8:30～17:00(日勤) 9:30～18:00(遅出2) 10:00～18:30(遅出3)
介護職員	2	6:45～15:15(早出) 8:30～17:00(日勤) 9:30～18:00(遅出2) 10:00～18:30(遅出3)
栄養士	1	6:00～15:30(早出) 8:30～17:00(日勤) 9:00～17:30(中出) 10:30～19:00(遅出)
調理員	4	
当直(非常勤含)	1	17:00～8:30

6、利用料

2025年4月1日現在【単位：円】　表1

階層区分			利用者負担額			
		入居時一時金	0円	50万円	100万円	250万円
		①居室に要する費用	37,000	34,910	32,830	26,580
		②生活費（食材費等）	46,324	46,324	46,324	46,324
		③送迎・娯楽費	2,000	2,000	2,000	2,000
	認定収入	④サービス提供費	階層別合計利用金額 ①+②+③+④			
1	1,500,000以下 （夫婦の場合）	10,000 (7,000)	95,324 (92,324)	93,234 (90,234)	91,154 (88,154)	84,904 (81,904)
2	1,500,001～1,600,000	13,000	98,324	96,234	94,154	87,904
3	1,600,001～1,700,000	16,000	101,324	99,234	97,154	90,904
4	1,700,001～1,800,000	19,000	104,324	102,234	100,154	93,904
5	1,800,001～1,900,000	22,000	107,324	105,234	103,154	96,904
6	1,900,001～2,000,000	25,000	110,324	108,234	106,154	99,904
7	2,000,001～2,100,000	30,000	115,324	113,234	111,154	104,904
8	2,100,001～2,200,000	35,000	120,324	118,234	116,154	109,904
9	2,200,001～2,300,000	40,000	125,324	123,234	121,154	114,904
10	2,300,001～2,400,000	45,000	130,324	128,234	126,154	119,904
11	2,400,001～2,500,000	50,000	135,324	133,234	131,154	124,904
12	2,500,001～2,600,000	57,000	142,324	140,234	138,154	131,904
13	2,600,001～2,700,000	64,000	149,324	147,234	145,154	138,904
14	2,700,001以上	68,616	153,900	151,850	149,770	143,520

Ⅰ．表1の前年の対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することができないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。また、夫婦で入居する場合については夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用料は、下位の、夫婦の場合となります。

※①居室に要する費用～入居時の一時金金額を240ケ月で割った金額が毎月充当されます。

②生活費～食材料費等です。

③送迎・娯楽費～利用者全員に係る共通的な諸費用です。

④サービス提供に要する費用（事務費）～認定収入額により階層が確定し支払額が決まります。

※①・②・③・④を合わせた金額が毎月の利用料となります。

例:一時金なしで150万円以下の対象収入の場合→月額93,500円となります。

Ⅱ．生活費のうち給食費の欠食時減額について

給食のうち、7日前の正午までに申請された食事の欠食については、下記について毎月末にて計算し、翌月の請求にて精算します。

表2

朝食	２００円	昼食	３００円	夕食	３００円	１日	８００円

Ⅲ．電気料・水道料・電話料

各々の基本料及び使用料を合算し請求します。また、使用料は、毎月末に検針します。表３

区　分	基本料（月額）		使用量料金
電気料	個室	８７４円	最初の120kwhまで17.14円 120kwh超過300kwhまで22.64円 300kwh超過分25.58円
	夫婦部屋	１，４５８円	
水道料	７００円		５㎥を超え１㎥につき２１０円
電話料	０円		通話料×１．３
ＮＨＫ受信料	無　料		

その他の使用料

①ゲストルーム使用料（７日以内）

１人　１泊　２，２００円（税込）

但し、食費は１人当たり次のとおり

朝食　３３０円（税込）

昼食　５５０円（税込）

夕食　５５０円（税込）

７、苦情相談窓口

※　サービスに関する相談や苦情については、次の窓口対応とします。

ご利用相談室　窓口担当者：野田　真理（生活相談員）

苦情解決責任者：堀田　俊二（施設長）

ご利用時間：月～土曜日　８時３０分～１７時００分

ご利用方法：窓口または電話（０９６９－３２－２１１４）

※　公的機関においても、次の機関において苦情申込ができます。

熊本県福祉サービス運営適正化委員会（熊本県社会福祉協議会）

電話　０９６－３２４－５４７１

※　第三者委員　氏名　松本　満江　住所　天草市佐伊津町３３３－２４

電話　０９６９－２３－８０１７

氏名　松本　敏子　住所　天草市五和町御領９８３８－１

電話　０９６９－３２－２２５５

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

年　　月　　日

ケアハウスかんな入居の開始に際し、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス　かんな

説明者　職名　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ケアハウスかんな入居の手続きサービスの提供開始に同意しました。

利　用　者　住　所

利　用　者　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

身元引受人氏　名　　　　　　　　　　　㊞

続　　柄　　（　　　　　　　　）